

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）の施行に係る関係政令・内閣府令等の整備

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月10日法律第61号）が、2022年6月に公布されたことを受け、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行った（2023年5月26日公布、同年6月1日施行）。

主な内容は以下のとおりである。

- ① 電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段（いわゆるステーブルコインのうち、広く送金・決済手段として利用され得るもの）等に係る規定の整備
- ② 複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業に係る規定の整備
- ③ 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る規定の整備

第2節 FATF勧告に対応するための犯罪収益移転防止法の改正

金融活動作業部会（FATF）による第四次対日相互審査報告書の指摘を踏まえ、我が国のマネー・ローンダリング対策等を強化し、国際基準に引き上げるため、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）等の改正を盛り込んだFATF勧告対応法（注）が2022年12月2日に成立し、同年12月9日に公布された。

犯罪収益移転防止法では、以下の事項の改正を行っており、このうち①については、関係政令・内閣府令等とともに2023年6月1日に施行された（別紙1、2参照）。

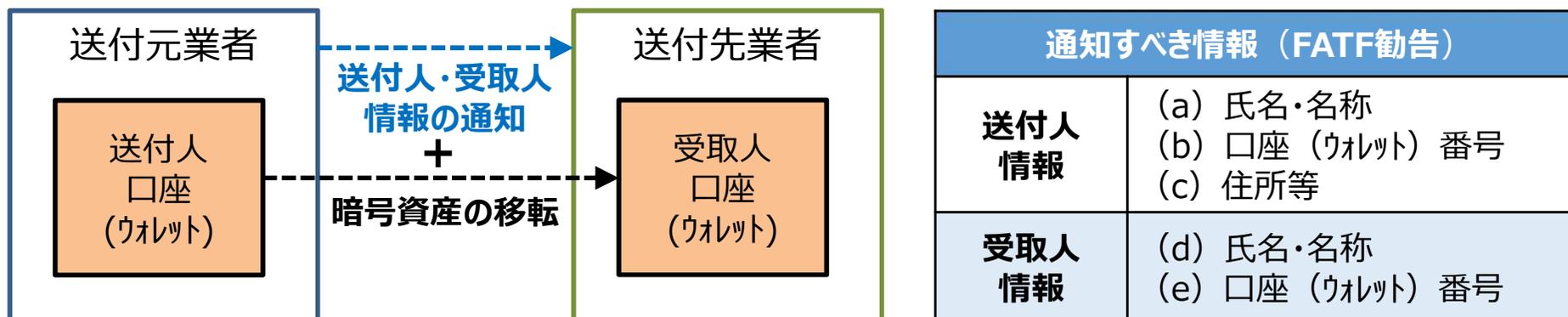
- ① 暗号資産の移転に係る通知義務（通称「トラベルルール」）の整備等
- ② 公認会計士等の法律・会計等専門家に係る取引時確認義務の整備等

（注）「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和5年法律第97号）」。関係省庁と協力の上、犯罪収益移転防止法を含む6法令の改正をした。

暗号資産の移転に係る通知義務（通称「トラベルルール」）の整備等

※ 9月以内施行
(2023年6月1日施行)

- 暗号資産の取引経路を追跡することを可能にするため、暗号資産交換業者に対し、**暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務**を新設。



- 外国為替取引・電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）の移転時に通知すべき事項に、**受取人情報を追加**。

法律・会計等専門家に係る取引時確認義務の整備等（金融庁所管業者では公認会計士）

※ 1年半以内施行

- 公認会計士が行う一定の取引(※)における確認事項に、取引目的、法人の実質的支配者等を追加。
※ 宅地・建物の売買、財産の管理・処分等の財務相談業務が対象。監査業務に関する取引は対象外。
- 疑わしい取引の届出義務を課せられる主体に、公認会計士を追加。

令和4年資金決済法等改正及びFATF勧告対応法に係る犯収法政府令等の改正について

改正の概要

- 以下の2つの改正法における犯収法の改正について、関連する政令・施行規則等のパブリックコメントを実施。
 - ・ 令和4年6月3日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月10日法律第61号）
 - ・ 令和4年12月2日に成立した「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律^(注)」（令和4年12月9日法律第97号）

(注) FATF勧告対応法（財産凍結法、外為法、犯収法等を改正）。当庁所管の犯収法については、暗号資産の移転に係る通知義務（トラベルルール）等を新設。

1. 特定事業者の追加に係る規定の整備

① 犯収法の対象となる特定業務・特定取引

- ・ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者（高額プリカ発行者）、電子決済手段等取引業者等が犯収法上の特定事業者を追加されたことに伴い、これらの特定事業者の業務のうち、取引記録等の作成・保存義務等の対象となる業務（特定業務）及び取引時確認義務等の対象となる取引（特定取引）を定める。

(例：高額プリカの場合)

特定業務：高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務
 特定取引：前払式支払手段記録口座の開設契約の締結

(例：電子決済手段の場合)

特定業務：電子決済手段等取引業に係る業務
 特定取引：電子決済手段の交換等を継続・反復して行うこと又は電子決済手段の管理を行うことを内容とする契約の締結等

② 取引時確認の方法等の規定の整備

- ・ 新たに追加された特定事業者による取引時確認の方法や監督上の着眼点等を整備する。

2. トラベルルール等に係る規定の整備

① トラベルルール

- ・ 電子決済手段及び暗号資産のトラベルルールが定められたことに伴い、通知事項の詳細を定める。

(例：送付人及び受取人が自然人の場合)

送付人情報：氏名、住居、ブロックチェーンアドレス
 受取人情報：氏名、ブロックチェーンアドレス

- ・ 外国為替取引に係る通知義務に基づく通知事項に、支払の相手方に係る事項を追加したことに伴い、通知事項の詳細を定める。

② アンホステッド・ウォレット等に係る対応

- ・ アンホステッド・ウォレット等（個人が管理するウォレットや無登録業者等）と取引を行う際の取引時確認等を的確に行うために講ずべき措置等について定める。

③ 態勢整備義務等の規定の整備

- ・ トラベルルール、アンホステッド・ウォレット等との取引のリスクに応じた態勢整備義務等に関する所要の規定の整備等を行う。

その他、FATF第4次対日相互審査報告書を踏まえた規定の整備を行う。

第3節 ITの進展等への対応

I デジタル・イノベーションの推進

金融サービスのデジタル化や金融機関のDX¹を推進し、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していくことが重要である。また、様々なベンチャー企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていくことが重要である。

こうした視点を踏まえ、2022 事務年度においては、以下の取組みを推進した。(別紙1参照)

1. 事業者支援

FinTechサポートデスクでは、フィンテックに関する事業者の事業環境の相談等に一元的に対応しており、2022 事務年度においては286件の相談をフィンテック事業者や金融機関等から受け付けた。(別紙2参照) FinTech実証実験ハブでは、1件について支援を終了し、実証実験結果を公表したほか、新規申請に係る3件の相談に対応した。(別紙3、4参照) また、「FIN/SUM 2023」を含む3件のフィンテックイベント(地方開催も含む)で出張相談を実施した。(別紙5参照)

加えて、我が国の金融機関のデジタル化を促進させるため、海外の有望なフィンテック事業者と日系金融機関等とのミートアップを、JETROや各国大使館と連携して開催した(カナダ、イスラエルの計2回)。

2. 調査・研究

分散型金融システムが包含するリスク(金融犯罪や利用者保護等)を的確に評価し、イノベーションとの両立に向けた検討を深化させるため、DeFiを含む分散型金融システムのオンチェーン/オフチェーンデータに関する分析を実施し、研究報告書²を公表した。

3. ステークホルダーとの対話

2023年3月にフィンテックに関する国際カンファレンス「FIN/SUM 2023」を開催し、Web3.0やデジタル決済、メタバースなどをテーマに、国内外のフィンテック事業者、金融機関、アカデミア、当局者等のステークホルダーを招聘して多面的な議論を行うとともに、業界団体等と連携して複数のサ

¹ ここでいうデジタル化は、既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること等を指す。また、DX(デジタルトランスフォーメーション)は、企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立することを指す(令和3年情報通信白書)。

² 分散型金融システムにおけるオンチェーン/オフチェーンデータを活用した実態把握に関する研究[株式会社クニエとの合同研究]: https://www.fsa.go.jp/policy/bgjin/ResearchPaper_qunie2_ja.pdf

イドイベントを対面で開催し、多数の海外参加者を招聘した。(別紙6参照)

また、庁外拠点を活用してフィンテック事業者等と恒常的に対話を行っているほか、フィンテック事業者等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを行うミートアップの開催等を通じて、フィンテックに係る最新の技術・ビジネス動向の把握を行った。

このほか、「Blockchain Governance Initiative Network(BGIN)」における議論及び関連ドキュメントの策定に引き続き貢献したほか(別紙7参照)、各国当局等が主催する海外フィンテックイベントへの参加・登壇等を通じて、我が国のフィンテック動向の紹介や海外ビジネス動向に関する情報収集、各国当局や海外フィンテック事業者との連携強化を行った。

Ⅱ 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク

「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク（以下「同サポートデスク）」¹では、旧基幹系システム・フロントランナー・サポートハブから引継いだ支援プロジェクト1件を終了し、2023年1月に最終報告書を公表した（残り2件は支援を継続中、別紙8参照）。また、同サポートデスクでは、個別案件の相談・照会対応を実施した。

¹ 2021年11月、旧基幹系システム・フロントランナー・サポートハブについて、基幹系システムに限らず情報系システムや外部システムとのAPI連携等を含む先進的な取組みも相談対象とするように拡充した。

Ⅲ プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法（2018年6月6日施行）に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021年6月16日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法（2021年6月16日改正）に移管され、恒久化された。

2022事務年度においては、金融庁として、新たに認定した実証計画はない。

デジタル・イノベーションの推進に向けた取組み

(別紙1)

- デジタイゼーションを金融サービスに取り入れ、利用者利便を飛躍的に向上させる。そのため、事業者によるイノベーションを支援し、利用者目線での金融サービス高度化を実現させる。また、自発的・能動的な情報収集を通じて、国内外における先進的な金融サービスの事例を常に把握し、当庁の政策立案機能を強化する。

事業者支援

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ
- FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ出張相談
- 海外ミートアップ

調査・研究

- ブロックチェーン国際共同研究

ステークホルダーとの対話

- FIN/SUM2023
- 金融庁と国内フィンテック事業者とのミートアップ
- 庁外拠点を活用したフィンテック事業者との対話
- 各国当局等が主催するフィンテックイベントへの参加・登壇
- Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)

FinTechサポートデスク

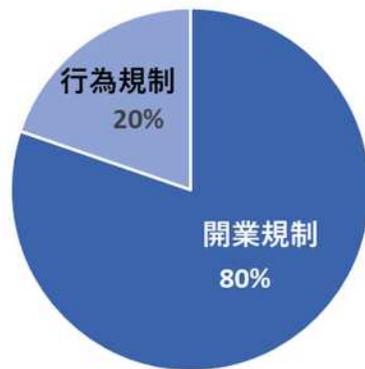
(別紙2)

- フィンテックに関する事業を営んでいる、または新たな事業を検討している事業者等からの、開業規制の法令解釈等に関する相談に**ワンストップ**で対応する窓口として、2015年12月14日、「FinTechサポートデスク」を開設。

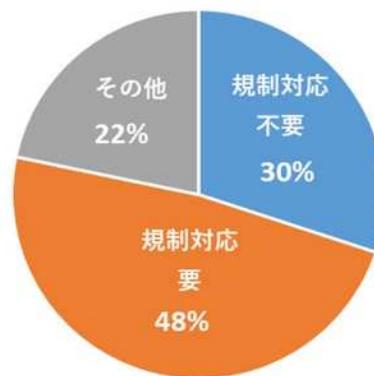
TEL : 03-3506-7080
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均5営業日以内**に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- ✓ 開設（2015年12月14日）以来、2023年6月末までに、**問合せ総数は1,995件**。
- ✓ 法令解釈に関する問合せ1,715件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが約8割（1,380件）。行為規制に関するものは約2割（335件）。
- ✓ 開業規制等に関する相談終了済案件（1,256件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約3割、**回答期間は平均5営業日以内**。

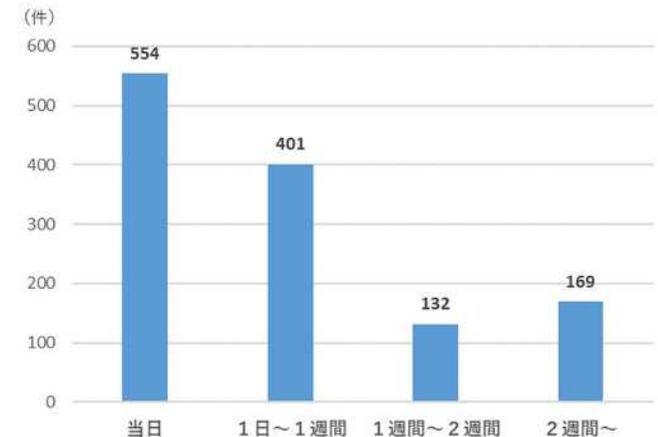
【法令解釈類型別（1,715件）】



【相談終了済案件の内訳（1,256件）】



【相談終了済案件の対応期間（1,256件）】



FinTech実証実験ハブ

(別紙3)

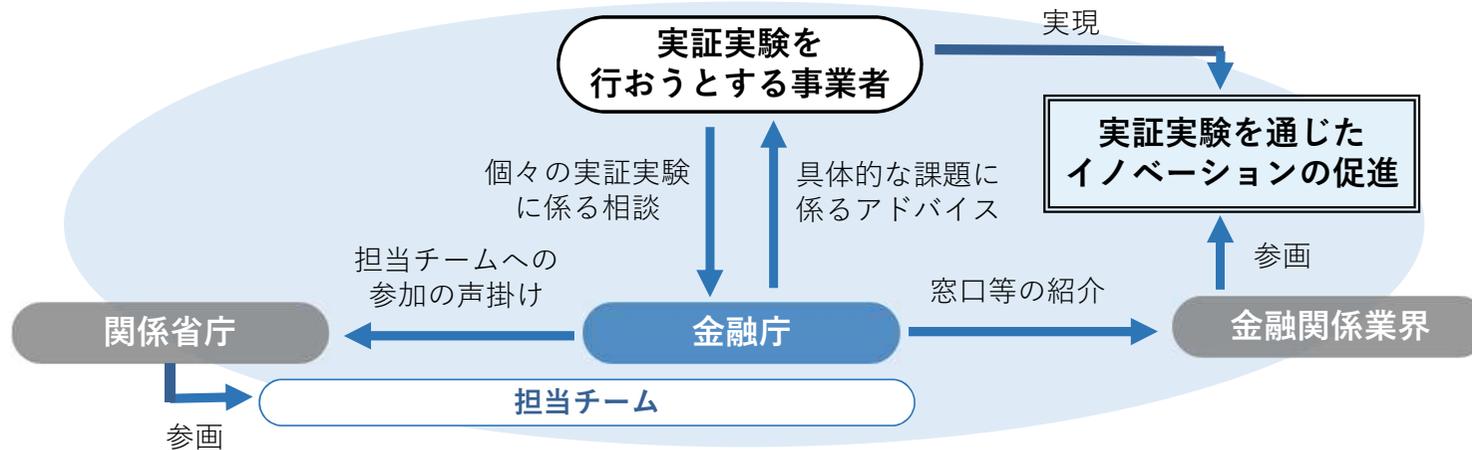
■ フィンテック企業や金融機関が、**前例のない**実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

TEL : 03-3581-9510
Email : pochub@fsa.go.jp

■ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。

■ 個々の実験ごとに、

- ✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
- ✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



FinTech実証実験ハブにおける受付状況

(別紙4)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	2021年 12月24日
6	みずほ銀行 ゲーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	2022年 3月25日
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	2022年 6月28日
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	2022年 7月29日

- イノベーションの促進に向けたチャレンジ及び金融サービスの育成を積極的に支援する観点から、「Meetup with FSA」や「FIN/SUM2023」などの当庁主催フィンテック関連イベントに、FinTechサポートデスク及びFinTech実証実験ハブの出張相談ブースを出展し、事業者からの相談・意見交換を受け付けている。

FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ出張相談@FIN/SUM 2023

- 会場（丸ビル）の一部に相談ブースを設けて、FIN/SUM開催日のうち3日間（3/28～3/30）出張相談を実施。
 ※ 2021年・2022年度はコロナの影響でオンライン面談のみであり、対面では初の実施。
 ※ あわせて、内閣官房「規制のサンドボックス制度」の出張相談も実施。
- 事前予約4件に、当日受付の6件を加えた計10件（内訳：ステーブルコイン3件、ブロックチェーン2件、前払式支払手段1件、資金移動1件、NFT1件、その他2件）に対応。うち、海外事業者からの相談は3件。
 ※ 昨年度は計5件、うち海外事業者からの問い合わせは1件。
- 主な相談事項は開業規制に係る事項。また、事業に関する一般的な意見交換も行った。
- FinTech実証実験ハブに関しても出張相談を行いその存在を周知する中で、関心を示す事業者が2社あった。
- 今回の出張相談においては、**ステーブルコインに関する相談が多く（10件中3件）、改正資金決済法（2023年6月施行）への関心の高さが伺えた。**引き続き、こうした出張相談の機会を活用するとともに、FinTechサポートデスクの日常的な相談対応を通じ、イノベーションを伴う事業を営む事業者を支援していく。



FIN/SUM 2023における出張相談

金融庁と内閣官房は、FIN/SUM 2023において、以下の出張相談を開催し、対面相談を実施いたします。

① FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ

フィンテック業界の動向について少し話したい、といったフランクなことから、現在ご検討されている新規事業などについて生じた疑問や意見、「実験を行いたいけど規制との兼ね合いが不安」といった躊躇や懸念等の相談まで、この機会をぜひご利用ください。

<FinTechサポートデスク>
<https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151214-2.html>
 <FinTech実証実験ハブ>
<https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170921/20170921.html>

② 規制のサンドボックス制度（内閣官房一元窓口）

新規事業が、金融庁の所管に留まらず、関係省庁が複数に跨るような規制に関連する場合の実証に関する相談や、関連制度を含めて、問合せ先が分からない場合の相談まで受け付ける、出張窓口を開設いたします。この機会をぜひご利用ください。

<規制のサンドボックス制度 内閣官房一元窓口>
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/s-portal/regulatorysandbox.html>

- 日本経済新聞社との共催で7回目のFIN/SUM。Web3.0やデジタル決済、メタバースなどをテーマに議論。
- FIN/SUMの国際化・規模拡大を図るため、金融庁主催のレセプションディナーや業界団体等と連携して複数のサイドイベントを開催。

【3/29 金融庁シンポジウム・プログラム】*モデレーター

開会挨拶

中島淳一（金融庁長官）

セッション1. 産官学連携が紡ぐWeb3.0の未来

アラン・リム（MAS）、伊藤穰一（デジタルガレージ）、松尾真一郎（ジョージタウン大学）、ミシェル・コーバー（アンドリーセン・ホロウィッツ）、*有泉秀（金融庁）

セッション2. 金融規制とイノベーション～クリプトの冬を超えて～

ジェニファー・スカルプ（ケイター・インスティテュート）、ワイジェーフィッシャー（SEC）、サンドラ・トブラー（Futurae）、天谷知子（金融庁）、*ジェマイマ・ケリー（フィナンシャル・タイムズ）

セッション3. 日本のWeb3.0戦略

シーラ・ウォレン（クリプト・カウンシル）、渡辺創太（Astar Network）、平将明（衆議院議員）、栗田照久（金融庁）、*楠正憲（デジタル庁）

セッション4. 日本市場の可能性

沖田貴史（ナッジ）、李暢（プラグアンドプレイジャパン）、有友圭一（東京国際金融機構）、ピーター・ケネバン（PayPal）、*堀本善雄（金融庁）

セッション5. デジタル金融最前線～技術が拓く決済の未来～

中山一郎（PayPay）、谷崎勝教（三井住友FG）、ディアナ・アヴィラ（Wise）、中島淳一（金融庁）、*別所昌樹（日本銀行）

セッション6. トークナイゼーションがもたらす証券市場のフロンティア

齊藤達哉（三菱UFJ信託銀行）、小林英至（セキュリタイズ・ジャパン）、舩仁雄（大阪デジタルエクスチェンジ）、佐々木俊樹（Boosty）、*柳瀬護（金融庁）

セッション7. 現実を超えた未来へ～メタバース内の新たな社会構築～

中馬和彦（KDDI）、山口明夫（日本IBM）、河合祐子（ジャパンデジタルデザイン）、ヤット・シウ（アニモカ・ブランズ）、*眞下利春（金融庁）

閉会挨拶

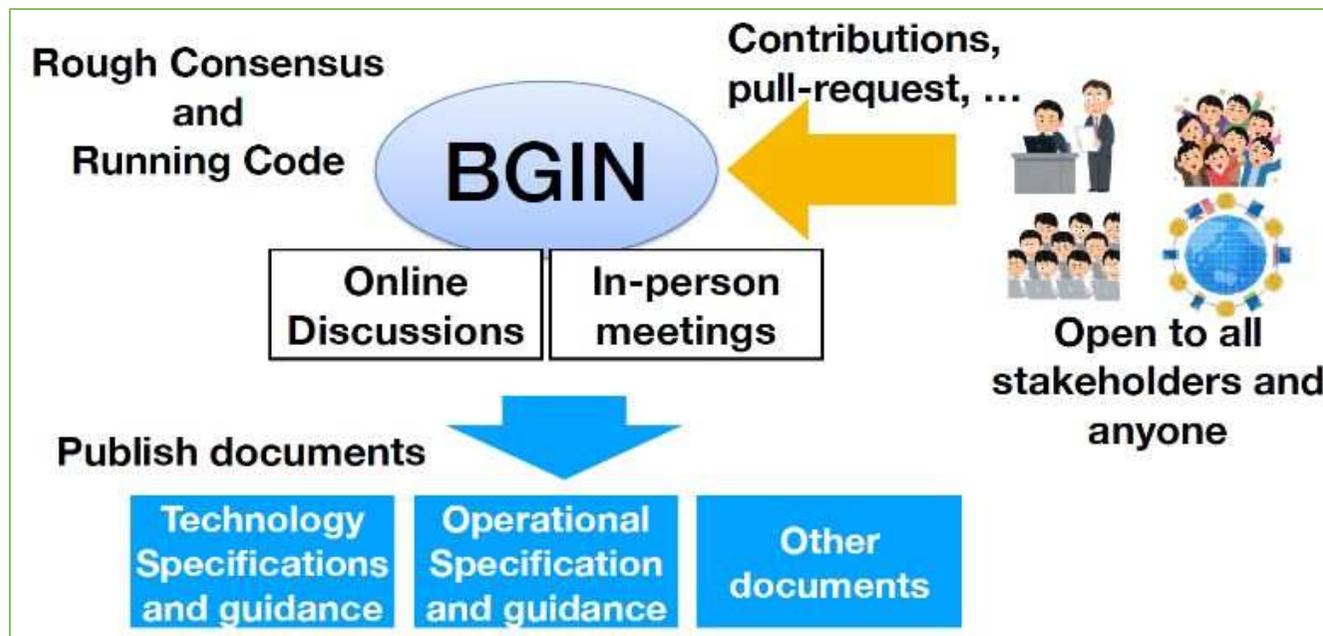
藤丸敏（内閣府副大臣（金融））



BGIN[Blockchain Governance Initiative Network]

(別紙7)

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力を行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年3月に設立。2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取り組みであり、金融庁からも初期メンバー（Initial Contributors）として2名が参加し、事務局機能の中心的役割も担っている。
- 2022事務年度は、第6～8回会合での議論及び関連ドキュメントの策定に積極的に貢献した。



A New Beginning...

On March 10, 2020, a group of people from various blockchain stakeholder groups agreed on the establishment of a new global network named Blockchain Governance Initiative Network (BGIN - pronounced "BEGIN"). Japan led the discussion at the G20 in 2019 as the presidency on the governance for decentralized finance in accordance with the experiences against high profile hacking incidents and of forming regulatory frameworks. Building on this background, this network aims at providing an open and neutral sphere for all stakeholders to deepen common understanding and to collaborate to address issues they face in order to attain sustainable development of the blockchain community.



<https://bgin-global.org>

活動目標

- オープンかつグローバルで中立的なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた共通な言語と理解の醸成
- オープンソース型のアプローチに基づいた信頼できる文書とコードの不断の策定を通じた学術的基盤の構築

(旧)基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ支援状況 (別紙8)

	申込者	支援決定/終了	案件概要
1	静岡銀行	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月支援決定 2021年10月支援終了 	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェア・ソフトウェアの自由選択を可能とすること、コンポーネント化したシステムの疎結合化により外部サービスへの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	<ul style="list-style-type: none"> 2020年6月支援決定 2022年5月支援終了 	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。
3	みんなの銀行 ゼロバンク・デザインファクトリー	<ul style="list-style-type: none"> 2021年5月支援決定 2023年1月支援終了 	勘定系システムを、マイクロサービスの疎結合型構成で、パブリッククラウド (Google Cloud Platform) 上にアジャイル開発することで、柔軟性や拡張性を実現。さらに、API接続を通じて金融機能等を他の事業者にも提供するBaaS型ビジネスを目指す。
4	横浜銀行	<ul style="list-style-type: none"> 2021年5月支援決定 	外部サービスや銀行の営業関連のシステムと勘定系システムを連携するための基盤(オンラインデータ連携基盤)を設け、この部分を「戦略領域」と位置づけ、柔軟かつ低コストでの機能追加を実現する一方、勘定系システムは「非戦略領域」と位置づけ、オープン系システムへの転換でコスト削減を図るとともに、機能追加は厳選して追加コストを抑制する。
5	西京銀行	<ul style="list-style-type: none"> 2021年9月支援決定 	基幹系システムを、メインフレーム上で稼働する共同利用型から他行で稼働実績のあるクラウド型パッケージに更改することで、システムベンダーに依存しない自行主体のシステム開発を行い、開発コストの低減やフィンテック等の新サービスの柔軟な取り込みを図る。

第4節 休眠預金等活用法に関する取組み

I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金等」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金等の移管後も、金融機関は、預金者等から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金等のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

※休眠預金等の移管・預金者等への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

II 2022 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第48条（政府による周知）の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等も預金者等が返還請求を行えること等について広く国民に周知を図るため、インターネット広告等の広報活動を行った。具体的には、ウェブページ上でのバナー広告や動画広告を継続して行ったほか、新たな取組みとして、幅広い年代層に周知するため、SNSにおける投稿及び広告の配信などの活動を行った。

また、休眠預金等活用法附則第9条の5年後見直しの規定に基づき、休眠預金等活用法の改正が行われたところ（議員立法、令和5年6月成立）、内閣府とともに改正に向けた議論に参画した。

民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

(別紙 1)

1 法律の背景

- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

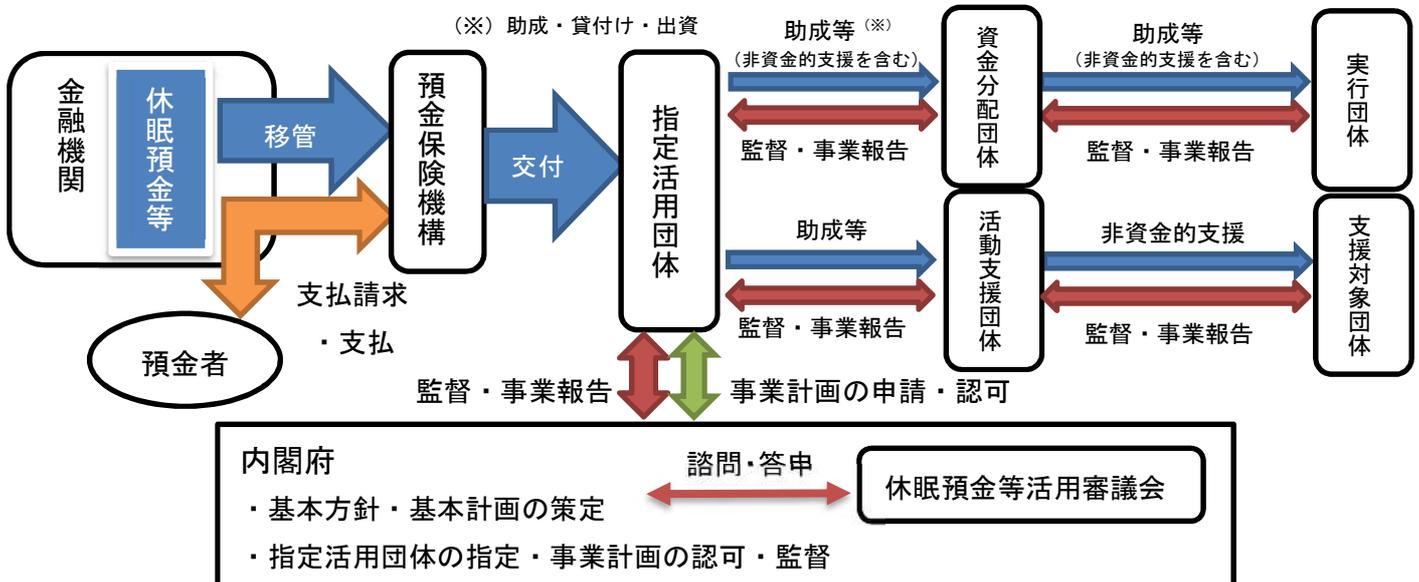
2 法律の概要

※法附則第9条の5年後見直しの規定に基づき、休眠預金等活用法が改正された（令和5年6月に成立）。

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】